

本号の掲載記事

- トピック 金融法務 「企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正について（サステナビリティ情報に関する法定開示の拡充等）」
弁護士 柳勝久
- 堂島国際部門だより「中国留学の雑感及び中華人民共和国対外貿易法の改正について」
弁護士 王宣麟
- 連載 内部通報制度・経営幹部からの独立性確保措置の実務ポイント「－①監査役窓口を設置する場合－」
弁護士 横瀬大輝
- 近時の実務話題&裁判例レビュー
弁護士 大川治

トピック 金融法務

企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正について
(サステナビリティ情報に関する法定開示の拡充等)



弁護士 柳 勝久

令和5年1月31日、サステナビリティ情報に関する法定開示の拡充等を内容とする、企業内容等の開示に関する内閣府令(以下「開示府令」といいます。)の改正が行われました(同日公布、施行)。また、同日、これにあわせ、「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」(以下「開示ガイドライン」といいます。)が改正されるとともに、「記述情報の開示に関する原則(別添)－サステナビリティ情報の開示について－」(以下「本原則」といいます。)が公表されました(以下、改正後の開示府令を「改正開示府令」、改正後の開示ガイドラインを「改正開示ガイドライン」といい、上記改正をあわせ、「本改正」といいます。)¹。

本改正は、令和4年6月13日、「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告－中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて－」(以下「DWG 報告」といいます。)²において、サステナビリティに関する企業の取組みの開示や、コーポレートガバナンスに関する開示に関して制度整備を行うべき旨の提言がなされたことを踏まえ、主に、有価証券報告書や有価証券届出書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の法定開示書類におけるサステナビリティ情報

の拡充等について定めるものです。

以下、本改正の内容について紹介します。なお、改正内閣府令の概要は、令和5年1月31日に公表された「記述情報の開示の好事例集2022」³において、分かりやすく整理されています。

1 サステナビリティに関する企業の取組みの開示

(1) サステナビリティ全般に関する開示

ア 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄の新設

まず、改正開示府令では、有価証券報告書等において、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄を新設し、サステナビリティに関する「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」及び「指標及び目標」の4つの開示項目を定めています。そして、「ガバナンス」及び「リスク管理」については、すべての提出会社の必須記載項目とし、「戦略」及び「指標及び目標」については、重要性に応じて記載が求められます。上記4項目の内容は、次のとおりです。

項目	内容
ガバナンス	サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続
リスク管理	サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程
戦略	短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組
指標及び目標	サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報

また、本原則においては、法令上、「戦略」及び「指標及び目標」に関しては重要性を判断して開示することが求められる一方で、「望ましい開示に向けた取組み」として、各企業が重要性を判断したうえで記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示を行うことが期待されると指摘されています。このほか、本原則においては、気候変動対応が重要である場合、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の枠で開示すべきであり、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、特に Scope1（事業者自らによる直接排出）・Scope2（他社から供給された電気、熱・上記の使用に伴う間接排出）の温室効果ガス（GHG）排出量について、企業において積極的に開示することが期待されるとの指摘もされています。

イ 将来情報の記述と虚偽記載の責任

また、DWG 報告において、「投資家の投資判断にとって有用な情報を提供する観点では、事後に事情が変化した場合において虚偽記載の責任が問われることを懸念して企業の開示姿勢が委縮することは好ましくない。」と指摘されたことを踏まえ、改正開示ガイドラインにおいて、将来情報の記載に係る責任についても明確にされています。すなわち、①将来情報について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券報告書等に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないことが明示されたほか、②当該説明を記載するに当たっては、例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられるとされています。

上記の点は、「サステナビリティに関する考え方及び取組」に限らず、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析」等を含めた「第一部 企業情報」「第二事業の状況」に関する情報が対象になりますが、本改正に係

るパブリックコメント⁴において、将来情報について追加的な開示義務を懸念する意見が寄せられたのに対し、「本開示ガイドラインは、業績予想等の具体的な数値を含め、新たに何らかの開示の義務を定めるものではありません。」との回答がなされています（同パブリックコメント No.220～226）。

(2) 人的資本に関する開示

改正開示府令において、人材の多様性の確保を含む人材育成の方針や社内環境整備の方針及び当該方針に関する指標の内容等について、すべての提出会社の必須記載事項として、「サステナビリティに関する考え方及び取組」のうち「戦略」及び「指標及び目標」において記載が求められることになりました。また、女性活躍推進法等に基づき、「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」を公表している会社及びその連結子会社に対して、これらの指標を有価証券報告書等においても記載することが求められることになりました。

「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき人的資本に関する記載事項の内容は、以下のとおりです。

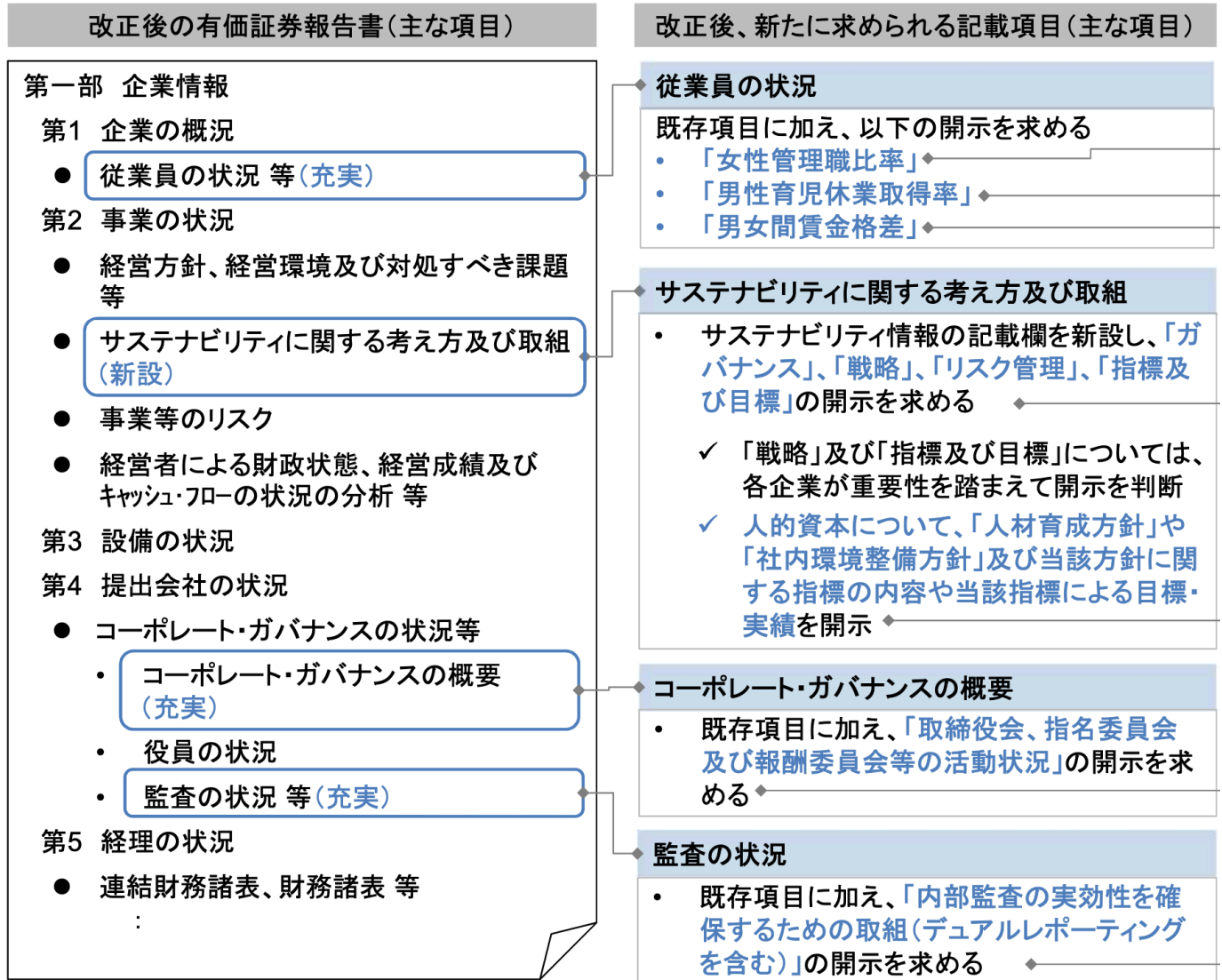
項目	内容
戦略	人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針（例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等）
指標及び目標	「戦略」で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績

2 コーポレートガバナンスに関する開示

改正開示府令において、取締役会、指名委員会等設置会社における指名委員会・報酬委員会や、企業統治に関して任意に設置する委員会等の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、出席状況）、内部監査の実効性（デュアルレポーティングの有無等）及び政策保有株式の発行会社との業務提携等の概要について、記載が求められることになりました。

3 適用時期

改正開示府令は、令和 5 年 1 月 31 日から施行されていますが、同年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用されます。もっとも、施行日後に提出される有価証券報告書等から、早期に適用することも可能とされています。



(注)

1 <https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/20230131.html>

2 https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/to-sin/20220613/01.pdf

3 <https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230131/01.pdf>

4 <https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/01.pdf>

5 脚注3の「記述情報の開示の好事例集2022」8頁より抜粋。

中国留学の雑感及び中華人民共和国対外貿易法の改正について



弁護士 王 宣麟

1 北京での生活

2022年10月末日に無事北京に渡航することができ、こちらで生活を開始してから早3ヶ月が経過しました。入境当初はコロナウイルス感染拡大の影響もあり、なかなか落ち着かない生活を過ごしていましたが、昨年12月初旬にコロナウイルス防止政策の大幅な変更があり、規制が一気に緩和されたため、今はかなり落ち着いている状況です。この緩和によって、一時期はコロナウイルス陽性者が続出していたものの、多くの感染者がすでに快復しており、街全体に活気が戻ってきました。昼夜を問わず中心部の道路は常に渋滞気味ですし、ショッピングモールやレストラン、小さな商店の営業も再開したので、市内であれば基本的に人の賑わいを感じることができます。

生活面については、IT化が進み、生活に必要なものが携帯電話に集約されたおかげで利便性が高く、驚くことも多いです。外出する際は財布を持参する必要がなく、携帯電話一つで全て事足りてしまいます。中国の銀行口座と紐づけされたアプリ（微信支付、支付宝）があれば、買い物・外食、公共交通機関の利用、そして懇親会の割勘機能等が使えるため、カードや現金を使う機会がありません。また、比較的近い距離を移動する際は、至るところに乗り捨てのシェア自転車（これも携帯アプリを使用）があるので、それを使って移動ができてしまいます（30分1.5元。日本円にして約30円弱）。少なくとも私が暮らしている北京市内は交通面も含めて生活環境がかなり整備されており、街は綺麗ですし、治安も良いので、日本と変わらず暮らしやすい印象を受けます。

また、食事面についてもローカルな中華料理屋に限らず、和食や洋食、タイ料理等幅広いジャンルの食事にアクセスすることができます。私が日本で暮らしていた際によく利用していたレストランチェーン店やスーパー、ラーメン屋等も進出しているので、日本の味が恋しくなっても心配はありません。

学習面に関しては、現在北京の法律事務所にてインターンを行いながら中国法務を学び、また中国人民大学を卒業するための卒論執筆に取り組んでいるところです。これらの間の時間を見つけては、上海や深圳等の他の都市に出向いて、現地律師の事務所や企業様を訪問し、ご挨拶・情報交換等を行いながら、地道にネットワーキングを進めています。

2 中華人民共和国対外貿易法（以下「対外貿易法」といいます。）の改正について

留学の雑感と併せて、皆様に最新の中国法の情報をお届けいたします。

中国では、国際的な貿易の発展や秩序維持等を目的として、1994年に対外貿易法が制定されました。同法は、中国企業とビジネスを行う日系企業にとって重要な法律の一つですが、2022年12月30日に出された全国人民代表大会常務委員会¹の同法の改正を行う旨の決定（以下「本決定」といいます。）により、同法第9条が削除されました。

対外貿易法第9条（削除対象）

貨物輸出入あるいは技術輸出入の対外貿易経営者は、國務院対外貿易主管部門あるいはその委託を受けている機構に登録しなければならない；ただし、法律、行政法規及び國務院対外貿易主管部門が規定する登録不要の経営者は除く。登録方法は、國務院対外貿易主管部門が規定する。対外貿易経営者が、規定による登録をしない場合、税関はその輸出入貨物の申告を受理、通関手続きを行わない。

これまでは、中国会社（外商投資企業含む）が外国企業との間で輸出入取引をするには、原則として「対外貿易権」と呼ばれる資格が必要とされていました。中国では、対外貿易権を有する企業でなければ中国外の企業との間で輸出入取引を行うことができず、これに違反した場合は貨物の通関が認められず、また、取引が無効と判断される可能性がありました。以上のルールを定めていたのが同法9条であったため、本決定による対外貿易法改正により、今後は日本企業が中国企業と輸出入取引を行う場合であっても、「対外貿易権」の有無を確認する必要がなくなります。

この点に関して、中国国際貿易促進委員会（CCPIT）研究院の趙萍副院長は「この動きは、国内の市場主体が対外貿易業務を行う際の資格上の障壁を除去し、国内市場と国際市場とのより良い流通を促進し、さまざまな市場主体が国際市場と国内市場の2つの資源を活用し、国内大循環の駆動力と信頼性を高めるだけでなく、国際循環の質とレベルを向上させるのにも役立つ」との見方を示しており（「人民網」2023年1月6日）²、中国側としては同法9条の削除により、対外的な貿易手続の簡易化による輸出入取引の増加、ひいては経

済復興を狙いとしているようです。

すでに冒頭部分で述べたとおり、中国では2022年12月にコロナウイルス防止政策が大幅に緩和されたため、今後の経済復興に併せて多くの経済関連の法改正、政策を打ち出すことが予想されます。

(注)

1 2022年12月30日開催の第13回全国人民代表大会常務委員会第38回会議

2 引用元：JETRO ホームページ、ビジネス短信(2023年1月13日)

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/01/f0dd13b3ec-e26dc5.html>

書籍のご紹介

当事務所所属の酒井紀子弁護士の単著のご紹介です。

優越的地位の濫用は、これまでは、大規模小売業者と納入業者の取引に適用することがほとんどでしたが、最近はその適用範囲が広がってきました。公正取引委員会では、実態調査報告書を公表したり、ガイドラインを制定したりすることで、適用の可能性があることを明らかにしています。また、審決や判決が積み重なり、争いのあった要件の解釈についても整理されました。

実際に、一般的な取引に加えて、スタートアップ、フリーランスなど、さらに、最近ではデジタルプラットフォーム事業者に対する適用が注目されています。

本書では、ガイドラインや判例などにみられる要件の解釈について整理し、様々な取引における適用について考え方をまとめました。どのような企業も優越的地位に立つことも、立たれることもあり、そのような状況に対応しなければいけないこともあるかと思えます。そのような場面でお役に立てていただけると幸いです。

優越的地位の濫用の 法理と実務

ガイドライン、審決・判決、実態調査からみる
独占禁止法適用の可能性

酒井紀子◎著



優越的地位の濫用の 可能性・予見可能性を検証！

- 公正取引委員会で長年審判手続等に携わってきた著者が、ガイドライン・具体的事例・実態調査報告書を分析して実務の指針を明示！
- 実務家はもとより、企業の取引責任者や法務担当者に読んでほしい実践的の手引書！

発行 ◎ 民事法研究会

<http://www.minjihou.com/shopdetail/00000001383/005/P/page1/recommend/>

定価：5,500円(税込)

酒井紀子 著

発行日：2023年1月26日

判型・体裁・ページ数：A5判・489ページ

－①監査役窓口を設置する場合－



弁護士 横瀬 大輝

1 はじめに

昨年 2022 年 6 月に施行された改正公益通報者保護法では、常時使用労働者が 300 人超の会社について、内部公益通報対応体制整備義務が課せられました。体制整備義務の具体的内容を定める消費者庁の指針では、経営幹部が関与する事案については、独立性確保措置を講じることが必須事項として求められています。この趣旨は、経営幹部が影響力を行使することで公益通報対応業務が適切に行われない事態を防ぐということと、経営幹部に関する内部公益通報は心理的ハードルが特に高い、という点にあります。独立性確保措置としては、大きく、監査役などの監査機関等に通報できる窓口を設置するという方法と、監査機関等が通常の内部通報窓口に通報された事案についてモニタリングをするという方法が想定されます。独立性確保措置は、当然、形だけのものでは意味がなく、中身のある実効的なものにする必要がありますが、とはいえ、監査機関等のリソースも限られてはいるため、各社の実情に応じて制度設計を考える必要があります。

本連載では、何回かにかけて、この独立性確保措置について、実務上検討すべきポイントなどを解説していきます。第 1 回の本稿では、利用者が直接監査機関等に通報することができる窓口を設置する場合について、解説をします。なお、経営幹部から独立した立場としては、監査役や監査等委員、社外取締役などが考えられますが、説明の便宜上、「監査役」や「監査役窓口」を念頭に置いて解説します。

2 監査役窓口を設置する場合の実務ポイント

(1) 受付体制と情報共有

監査役が常勤・非常勤で複数いる場合は、例えば、常勤監査役 1 名を受付担当者とし、通報を受け付けた場合は他の非常勤監査役に通報内容を共有して、協議をしたうえで進めていくという体制が考えられます。あるいは、例えば監査役窓口専用のメールアドレスを発行して、監査役全員がそのメールを閲覧できるようにする、という制度設計も考えられます。

いずれの場合であっても、特に経営幹部関与事案の通報は相対的に緊急性が高い事案が多いので、他の監査役への情報共有や、他の監査役との協議が速やかにできる体制にしておく必要があります。特に非常勤監査役は、会社に常駐している訳ではないので、実際の連絡方法のログ周りも含めて、事

前にすり合わせをしておくのが望ましいでしょう。

(2) 通報対象事案の範囲

監査役のリソースの関係もあるため、細々とした事案についてまで全て監査役が対応するというのも現実的ではない可能性もあるかと思います。

そのため、監査役窓口に通報できるのは経営陣関与事案に限るとして、人・対象者について絞りを掛けることが考えられます。これに加えて、通報対象事案の範囲についても、「社内規則違反事案は対象にはせずに、法令違反事案に限る」といった、一定の絞りを掛けるということもあり得えます。

ただ、絞り方によっては利用者にとって分かりにくくなってしまいう可能性もありますので、注意が必要です。そもそも経営幹部関与事案を通報することは心理的ハードルが高いことですので、通報対象事案の範囲かどうかの判断が難しいと感じさせてしまい、通報を躊躇させてしまうのは避けるべきです。

また、通報対象事案の範囲の設定については、一般論だけで考えるのではなく、各社の事業内容や権限構造などを踏まえて、実際にどのような経営幹部関与事案が発生し得るのかということを想定したうえで、検討する必要があります。

(3) 監査役スタッフ等や外部専門家の利用

監査役だけで種々の通報を受付・調査することが、リソースの関係で難しいということもあるかと思いますが、受付や調査に監査役スタッフや内部監査部門等の従業員にも関与してもらうという制度設計も考えられるかと思います。もっとも、そもそも独立性確保措置を講じる趣旨は、経営幹部関与事案について経営幹部からの影響力を排除するためです。そのため、従業員が受付・調査に関与するという場合には、事案ごとに、経営幹部からの影響力がないかどうかを、監査役がしっかりとチェックしながら進めていく必要があります。

また、事案によっては、監査役が外部の専門家（弁護士や公認会計士等）に調査を依頼したり、調査に関するアドバイスを求めた方がよいときもあります。この場合の専門家費用については、会社法 388 条により会社に対して前払請求や償還請求が可能ですが、緊急時に即座に対応できるように、専門家費用は会社が費用負担するというのを、事前に会社と取り決めておくのも有用でしょう。

近時の実務話題 & 裁判例レビュー

弁護士 大川 治



産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会、「デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方（案）」の公表¹

産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会（以下「本委員会」という。）が、令和4年5月本委員会提示の「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告」において示された方向性に基づき行った審議の内容を取りまとめ、社会情勢の変化を踏まえた不正競争防止法の規律の見直しについて提言する「デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方（案）」（以下「本報告書」という。）を公表しました。

本報告書において目を惹く点として、アフターコロナの時代においてメタバースをはじめとするデジタル空間における経済取引が活発化し、物理的に行われてきた事業のデジタル化が加速していることに伴い、デジタル時代におけるデザインの保護の在り方に関して形態模倣商品の提供行為につき検討が加えられている点が挙げられます。

不正競争防止法は、他人の商品形態を模倣した商品の提供行為を不正競争行為として規制しています（同法2条1項3号）。本報告書は、フィジカル・デジタルが交錯する取引が活発化していることに伴い、①「商品」には有体物のみならずデジタル商品等の無体物も含むことの明確化②提供行為には

ネットワーク上の提供行為（「電気通信回線を通じて提供」する行為）も含む旨の追加を行うべきとの検討結果を報告しています。

商品のデザインは、商品形態にかかる不正競争防止法の規定に加えて、意匠法の規定により保護がなされますが、その保護範囲は時代の変化とともに頻回に見直されており、適時のアップデート作業が不可欠です。

自社商品のデザインによる差別化を図るに際してはかかるアップデートが不可欠ですが、手が回っていない会社様も多いかと思います。知的財産・競争法を専門分野の1つとしている当事務所では、改正法や最新の実務動向を機動的にフォローしておりますので、是非ご活用ください。

（注）

1 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/022.html

NBL No.1234（2023年1月15日号）

山本和彦「電力供給義務の履行不能による損害賠償請求権の破産手続における取扱い」（4頁）

2016年4月、従前独占されていた「電力の小売業」へ企業が参入して自由化されました。電力の供給を受ける側は自由に電力会社を選べるようになりましたが、その反面、電力会社の数が増えて自由競争に晒されるということは、自由競争に敗れる電力会社が出てくることも意味します。加えて、昨今のエネルギー価格の高騰も相まって、電力会社の破綻可能性は高まっています。現に、2021年度の新電力会社の倒産件数は、前年度の2件から一気に14件まで増えており¹、今後も新電力会社が破綻する事例が出てくる可能性は十分に

あります。

仮に新電力会社をはじめとする電力供給契約の当事者のうち供給義務者側が破産し、供給義務者の履行不能に基づいて同契約が解除された場合、被供給者は、別の電力会社と電力供給契約を締結することになります。破産者との電力供給契約の料金よりも別の電力会社との電力供給契約の料金の方が高額である場合、被供給者は、当該期間分の差額相当額について、破産者に対して、損害賠償請求権を有するものと解されます。本稿は、この損害賠償請求権のうち破産手続開始決

定後の残契約期間に相当する部分が破産手続上どう扱われるか、具体的には劣後的破産債権（破産法 99 条 1 項・97 条 2 号）と解されるか、それとも通常の破産債権と解されるか、を検討するものです。

仮に通常の破産債権と解する場合、被供給者は、当該損害賠償請求権を自働債権として、破産者に対して負担する債務と相殺することができます（破産法 67 条 1 項、72 条 2 項 2 号）。反面、劣後的破産債権と解する場合、相殺ができないことは勿論、破産手続において、通常の破産債権に後れて配当されることになり（破産法 194 条 1 項 2 号、3 号）、事実上回収額はゼロになります。このように、本論点の帰趨は、被供給者が破産手続によらない債権回収手段を確保できるか、それとも全く回収できなくなるか、を左右するものであり、被供給者にとって非常に重要な問題と言えます。本稿は、上記損害賠償請求権を破産法 97 条 1 項 2 号に該当するとすることは同条項号の趣旨に反することや、解除未了の場合との均衡を踏まえ、被供給者の有する上記損害賠償請求権は、通常の破産債権となると結論付けています。

本論点について明示的な判断をした裁判例はありません。また、新電力会社の破綻事案は勿論、電力供給契約と類似の継続的供給契約であれば、新電力会社以外の会社の破綻事案においても本件と同様の問題が顕在化する可能性があります。その意味で、どのような企業であっても本論点を検討する時が訪れる可能性がありますので、よくよく検討しておく必要がある論点です。

(注)

1 <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000453.000043465.html>

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電話：06-6201-4456（大阪）03-6272-6847（東京）

メール：newsletter@dojima.gr.jp

WEB：www.dojima.gr.jp